

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	○提供を行っている 2件 ○移転を行っている 2件	○提供を行っている 2件 ○移転を行っている 5件	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ③提供する情報	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑥提供方法	○専用線 ○電子記憶媒体(フラッシュメモリを除く。)	○専用線 ○フラッシュメモリ	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑦時期・頻度	随時・日次・月次・年次連携	月次連携	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2~5 提供先2 ⑥提供方法	○専用線 ○電子記憶媒体(フラッシュメモリを除く。)	○専用線 ○フラッシュメモリ	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ③移転する情報	<p>1. 資格管理業務</p> <p>(1) 被保険者資格に関する届出: 転入時等に市窓口において、被保険者となる住民より入手した届出情報</p> <p>(2) 住民基本台帳情報: 年齢到達により被保険者となる住民および世帯構成員、並びに被保険者となっている住民および世帯構成員の住基情報(世帯単位)。</p> <p>(3) 住登外登録情報: 年齢到達により被保険者となる住民および世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民および世帯構成員の住登外登録情報(世帯単位)。</p> <p>2. 賦課・収納業務</p> <p>(1) 所得・課税情報: 後期高齢者医療の被保険者の保険料および一部負担割合算定に必要な情報。</p> <p>(2) 期割情報: 市が実施した期割保険料の情報。</p> <p>(3) 収納情報: 市が収納および還付充当した保険料の情報。</p> <p>(4) 滞納者情報: 市が管理している保険料滞納者の情報。</p> <p>3. 給付業務</p> <p>(1) 療養費関連情報等: 市で申請書等をもとに作成した療養費情報等。</p>	<p>賦課業務</p> <p>(1) 所得・課税情報: 後期高齢者医療の被保険者の保険料および一部負担割合算定に必要な情報。</p> <p>(2) 期割情報: 市が実施した期割保険料の情報。</p>	事前	

令和3年1月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要（賦課ファイル）</p> <p>5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）</p> <p>移転先1</p> <p>⑦時期・頻度</p>	<p>1. 資格管理業務</p> <p>(1) 被保険者資格に関する届出：番号利用開始日（平成28年1月1日）以後に届出のある都度。</p> <p>(2) 住民基本台帳情報：個人番号の付番、通知の日（平成27年10月5日）以後に準備行為として</p> <p>一括で移転。：番号利用開始日（平成28年1月1日）以後は、日次の頻度。</p> <p>(3) 住登外登録情報：個人番号の付番、通知の日（平成27年10月5日）以後に準備行為として</p> <p>一括で移転。：番号利用開始日（平成28年1月1日）以後は、日次の頻度。</p> <p>2. 賦課・収納業務</p> <p>(1) 所得・課税情報：番号利用開始日（平成28年1月1日）以後に、月次の頻度。</p> <p>(2) 期割情報：番号利用開始日（平成28年1月1日）以後に、月次の頻度。</p> <p>(3) 収納情報：番号利用開始日（平成28年1月1日）以後に、日次の頻度。</p> <p>(4) 滞納者情報：番号利用開始日（平成28年1月1日）以後に、日次の頻度。</p> <p>3. 給付業務</p> <p>(1) 療養費関連情報等：番号利用開始日（平成28年1月1日）以後に、月次の頻度。</p>	<p>賦課業務</p> <p>(1) 所得・課税情報：番号利用開始日（平成28年1月1日）以後に、月次の頻度。</p> <p>(2) 期割情報：番号利用開始日（平成28年1月1日）以後に、月次の頻度。</p>	事前	
令和3年1月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要（賦課ファイル）</p> <p>5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）</p> <p>移転先2～5</p> <p>移転先2</p> <p>①法令上の根拠</p>	番号法第9条第1項 別表第1の68項 別表第2の93項	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事前	
令和3年1月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要（賦課ファイル）</p> <p>5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）</p> <p>移転先2～5</p> <p>移転先2</p> <p>②移転先における用途</p>	介護保険法（平成9年法律123号）による保険給付の支給または保険料の給付に関する事務であって主務省令で定めるもの	老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の41の項）	事前	
令和3年1月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要（賦課ファイル）</p> <p>5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）</p> <p>移転先2～5</p> <p>移転先2</p> <p>③移転する情報</p>	介護保険法第20条に規定する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報）	事前	
令和3年1月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要（賦課ファイル）</p> <p>5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）</p> <p>移転先2～5</p> <p>移転先2</p> <p>④移転する情報の対象となる本人の数</p>	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事前	
令和3年1月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要（賦課ファイル）</p> <p>5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）</p> <p>移転先2～5</p> <p>移転先2</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲</p>	被保険者	当市に住所を有する被保険者（被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者）	事前	
令和3年1月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要（賦課ファイル）</p> <p>5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）</p> <p>移転先2～5</p> <p>移転先2</p> <p>⑥移転方法</p>	○庁内連携システム	○その他（介護保険電算基本システム）	事前	
令和3年1月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要（賦課ファイル）</p> <p>5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）</p> <p>移転先2～5</p> <p>移転先2</p> <p>⑦時期・頻度</p>	月次・年次	随時	事前	

令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（賦課ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先2～5 移転先3		長寿福祉課	事前	
令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（賦課ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先2～5 移転先3 ①法令上の根拠		番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事前	
令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（賦課ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先2～5 移転先3 ②移転先における用途		介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の68の項）	事前	
令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（賦課ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先2～5 移転先3 ③移転する情報		医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報）	事前	
令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（賦課ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先2～5 移転先3 ④移転する情報の対象となる本人の数		10万人以上100万人未満	事前	
令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（賦課ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先2～5 移転先3 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		当市に住所を有する被保険者（被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者）	事前	
令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（賦課ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先2～5 移転先3 ⑥移転方法		○その他（介護保険電算基本システム）	事前	
令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（賦課ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先2～5 移転先3 ⑦時期・頻度		随時	事前	
令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（賦課ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先2～5 移転先4		市民税課	事前	
令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（賦課ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先2～5 移転先4 ①法令上の根拠		番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事前	
令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（賦課ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先2～5 移転先4 ②移転先における用途		個人住民税の課税・収滞納に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の16の項）	事前	

令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（賦課ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先2～5 移転先4 ③移転する情報		医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報）	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（賦課ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先2～5 移転先4 ④移転する情報の対象となる本人の数		10万人以上100万人未満	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（賦課ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先2～5 移転先4 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		当市に住所を有する被保険者（被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者）	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（賦課ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先2～5 移転先4 ⑥移転方法		○その他（個人市民税システム）	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（賦課ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先2～5 移転先4 ⑦時期・頻度		随時	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（賦課ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先2～5 移転先5 ①法令上の根拠		番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（賦課ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先2～5 移転先5 ②移転先における用途		生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の15の項）	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（賦課ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先2～5 移転先5 ③移転する情報		医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報）	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（賦課ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先2～5 移転先5 ④移転する情報の対象となる本人の数		10万人以上100万人未満	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（賦課ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先2～5 移転先5 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		当市に住所を有する被保険者（被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者）	事前	

令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（賦課ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先2～5 移転先5 ⑥移転方法		○庁内連携システム	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（賦課ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先2～5 移転先5 ⑦時期・頻度		随時	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（賦課ファイル） 6.特定個人情報の保管・消去保管場所	<p><大分市の措置></p> <p>1. セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、静脈認証による入室管理を行っている。</p> <p>2. データの不正持込・持出禁止を規定している。</p> <p>3. サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。</p> <p>4. 入室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。</p> <p>5. 不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証（ログイン）、認可（処理権限の付与）、監査（ログ運用）を行っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームの措置></p> <p>1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>2. 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームの措置></p> <p>1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>2. 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名	後期高齢者医療関連情報ファイル	収納滞納ファイル	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（収納滞納ファイル） 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	<p>・識別情報 ○個人番号 ○その他識別情報（内部番号）</p> <p>・連絡先等情報 ○4情報（氏名、性別、生年月日、住所）</p> <p>○連絡先（電話番号等）</p> <p>○その他住民票関係情報</p> <p>・業務関係情報</p> <p>○地方税関係情報</p> <p>○健康・医療関係情報</p> <p>○医療保険関係情報</p> <p>○障害者福祉関係情報</p> <p>○生活保護・社会福祉関係情報</p> <p>○介護・高齢者福祉関係情報</p>	<p>・識別情報 ○個人番号 ○その他識別情報（内部番号）</p> <p>・業務関係情報</p> <p>○地方税関係情報</p>	事前	

令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号:対象者を正確に特定するために記録するもので、番号法第9条及び別表第一第59号により利用可。 ・その他識別情報(内部番号): (宛名番号・世帯番号)住民基本台帳や資格に関する情報を管理するために記録するもの。 (被保険者番号)資格や保険料の賦課・徴収、給付に関する情報を管理するために記録するもの。 ・基本4情報、連絡先:被保険者について、通知及び照会を行うために記録するもの。 ・地方税関係情報:保険料賦課・徴収に関する事務を行うために記録するもの。 ・健康・医療関係情報:給付に関する事務を行うために記録するもの。 ・医療保険関係情報:資格管理に関する事務を行うために記録するもの。 ・障害者福祉関係情報:障害認定に関する事務を行うために記録するもの。 ・生活保護・社会福祉関係情報:適用除外に関する事務を行うために記録するもの。 ・介護・高齢者福祉関係情報:高額医療・高額介護合算療養費に関する事務を行うために記録するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の後期高齢者医療制度における収納、還付、充当、滞納等に関する業務を取り扱うため。 ・広域連合電算処理システムへ情報を送付をする為。 	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 2.基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月5日	平成27年10月5日 令和3年1月以降	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 3.特定個人情報の入手・使用 ①入手元	○本人又は本人の代理人 ○評価実施期間内の他部署(市民課 市民税課 長寿福祉課) ○行政機関・独立行政法人等(日本年金機構) ○地方公共団体・地方独立行政法人(大分県後期高齢者医療広域連合)	○本人又は本人の代理人 ○行政機関・独立行政法人等(日本年金機構) ○地方公共団体・地方独立行政法人(大分県後期高齢者医療広域連合)	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 3.特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	○紙 ○電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ○専用線 ○庁内連携システム ○その他(既存住民基本台帳システム)	○紙 ○フラッシュメモリ ○専用線 ○庁内連携システム	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 3.特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(高齢者の医療の確保に関する法律第67条等)や保険料の賦課(高齢者の医療の確保に関する法律第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。	収納に関する情報の保有、広域連合への送付、その他収納に関する事務の実施。	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民基本台帳情報及び住所地特例対象者情報の提供 広域連合に被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報及び住所地特例対象者情報を提供し、被保険者情報の提供を受ける。 2. 所得・課税情報の提供 保険料付加決定および一部負担金判定に必要な所得・課税情報を広域連合に提供する。 3. 特別徴収情報の管理 大分県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)より送付される特別徴収対象候補者情報を基に特別徴収情報を管理する。特別徴収を国保連合会に通知する。また特別徴収の開始・中止の情報を送信及び結果通知の受信も行う。 4. 賦課情報の管理及び通知 広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料の期割情報の作成を行う。また、被保険者に対し納入通知書・特別徴収通知書にて保険料額を通知する。 5. 保険料の管理 保険料の収納を行う。また、保険料収納情報をもとに過納となった場合、被保険者に対し還付通知を送付し保険料を還付する。収納情報・滞納情報を広域連合へ通知し、徴収した保険料を広域連合へ納入する。 6. 被保険者証の引渡し及び各種申請書等の受付 被保険者証の引渡しや被保険者の資格に関する届出並びに保険給付に関する届出の受付をし、申請書等を広域連合へ送付する。 7. 高額医療・高額介護の情報を管理する。高額療養費・高額介護サービス費の情報を長寿福祉課と連携し、高額介護合算療養費の給付管理を行う。 	<p>主に以下を目的として使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 収納を管理する業務として以下を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・保険料の収納(実績)管理を行なう。 ・延滞金の調定、収納(実績)管理を行なう。 ・督促手数料の調整、収納(実績)管理を行なう。 (2) 年金保険者に関する業務として以下を行なう。 <ul style="list-style-type: none"> ・年金からの保険料徴収の実績結果の管理を行う。 (3) 滞納を管理する業務として以下を行なう。 <ul style="list-style-type: none"> ・保険料の滞納管理を行なう。 ・滞納者に対する処置を行なう。 	事前	

令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	住基情報と申請内容を突合して被保険者及び同一世帯員を確認する。 地方税関係情報と被保険者及び同一世帯員を突合して所得・課税額を確認する。 年金情報と保険料額を突合して特別徴収を決定する。 介護保険情報と医療給付内容を突合して高額介護合算情報を確認する。 住登外情報と住登外者の申請・届出内容を突合し住登外者を確認する。	・市民課から異動情報を受信する際、異動情報内の宛名番号と被保険者情報の宛名番号で突合する。 ・前期高齢者からの申請の際に、申請書に記載された個人番号と住基ネット等で照会した個人番号を突合する。	事前	
令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	1件	2件	事前	
令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	システム管理・運用・操作業務委託	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	事前	
令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	システム管理・運用、オペレーションに係る業務	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	事前	
令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	(株)オルゴ	情報公開請求等で公開	事前	
令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 再委託 ④再委託の有無		再委託する	事前	
令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 再委託 ⑤再委託の許諾方法		原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。	事前	
令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 再委託 ⑥再委託事項		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	事前	
令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2		システムの運用支援業務委託	事前	
令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容		システムの運用支援業務	事前	
令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②委託先における取扱者数		10人以上50人未満	事前	

令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名		情報公開請求等で公開	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 再委託 ④再委託の有無		再委託する	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 再委託 ⑤再委託の許諾方法		原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 再委託 ⑥再委託事項		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	○提供を行っている 2件 ○移転を行っている 2件	○提供を行っている 1件 ○移転を行っている 4件	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ③提供する情報	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑥提供方法	○専用線 ○電子記憶媒体(フラッシュメモリを除く。)	○専用線 ○フラッシュメモリ	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑦時期・頻度	随時・日時・月次・年次連携	日次連携	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先2～5 提供先2	厚生労働大臣又は共済組合等		事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先2～5 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の83項		事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先2～5 提供先2 ②提供先における用途	後期高齢者医療確保法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの		事前	

令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(収納滞納ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2~5 提供先2 ③提供する情報	高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知されている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの		事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(収納滞納ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2~5 提供先2 ④提供する情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満		事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(収納滞納ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2~5 提供先2 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収を実施または中止する被保険者の保険料期割額		事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(収納滞納ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2~5 提供先2 ⑥提供方法	○専用線 ○電子記憶媒体(フラッシュメモリを除く。)		事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(収納滞納ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2~5 提供先2 ⑦時期・頻度	月次・年次		事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(収納滞納ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ③移転する情報	1. 資格管理業務 (1) 被保険者資格に関する届出:転入時等に市窓口において、被保険者となる住民より入手した届出情報 (2) 住民基本台帳情報:年齢到達により被保険者となる住民および世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民および世帯構成員の住基情報(世帯単位)。 (3) 住登外登録情報:年齢到達により被保険者となる住民および世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民および世帯構成員の住登外登録情報(世帯単位)。 2. 賦課・収納業務 (1) 所得・課税情報:後期高齢者医療の被保険者の保険料および一部負担割合算定に必要な情報。 (2) 期割情報:市が実施した期割保険料の情報。 (3) 収納情報:市が収納および還付充当した保険料の情報。 (4) 滞納者情報:市が管理している保険料滞納者の情報。 3. 給付業務 (1) 療養費関連情報等:市で申請書等をもとに作成した療養費情報等。	収納業務 (1) 収納情報:市が収納および還付充当した保険料の情報。 (2) 滞納者情報:市が管理している保険料滞納者の情報。	事前	

令和3年1月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル)</p> <p>5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)</p> <p>移転先1</p> <p>⑦時期・頻度</p>	<p>1. 資格管理業務</p> <p>(1) 被保険者資格に関する届出: 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に届出のある都度。</p> <p>(2) 住民基本台帳情報: 個人番号の付番、通知の日(平成27年10月5日)以後に準備行為として</p> <p>一括で移転。: 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、日次の頻度。</p> <p>(3) 住登外登録情報: 個人番号の付番、通知の日(平成27年10月5日)以後に準備行為として</p> <p>一括で移転。: 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、日次の頻度。</p> <p>2. 賦課・収納業務</p> <p>(1) 所得・課税情報: 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、月次の頻度。</p> <p>(2) 期割情報: 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、月次の頻度。</p> <p>(3) 収納情報: 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。</p> <p>(4) 滞納者情報: 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。</p> <p>3. 給付業務</p> <p>(1) 療養費関連情報等: 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、月次の頻度。</p>	<p>収納業務</p> <p>(1) 収納情報: 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。</p> <p>(2) 滞納者情報: 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。</p>	事前	
令和3年1月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル)</p> <p>5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)</p> <p>移転先2~5</p> <p>移転先2</p>	長寿福祉課	生活福祉課	事前	
令和3年1月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル)</p> <p>5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)</p> <p>移転先2~5</p> <p>移転先2</p> <p>①法令上の根拠</p>	番号法第9条第1項 別表第1の68項 別表第2の93項	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事前	
令和3年1月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル)</p> <p>5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)</p> <p>移転先2~5</p> <p>移転先2</p> <p>②移転先における用途</p>	介護保険法(平成9年法律123号)による保険給付の支給または保険料の給付に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の15の項)	事前	
令和3年1月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル)</p> <p>5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)</p> <p>移転先2~5</p> <p>移転先2</p> <p>③移転する情報</p>	介護保険法第20条に規定する給付の支給に関する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	事前	
令和3年1月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル)</p> <p>5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)</p> <p>移転先2~5</p> <p>移転先2</p> <p>④移転する情報の対象となる本人の数</p>	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事前	
令和3年1月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル)</p> <p>5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)</p> <p>移転先2~5</p> <p>移転先2</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲</p>	被保険者	当市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	事前	
令和3年1月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル)</p> <p>5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)</p> <p>移転先2~5</p> <p>移転先2</p> <p>⑦時期・頻度</p>	月次・年次	随時	事前	

令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先2~5 移転先3		納税課	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先2~5 移転先3 ①法令上の根拠		番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先2~5 移転先3 ②移転先における用途		市税の還付・充当業務(番号法第9条第1項 別表第一の16の項)	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先2~5 移転先3 ③移転する情報		保険料の徴収・滞納情報	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先2~5 移転先3 ④移転する情報の対象となる本人の数		10万人以上100万人未満	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先2~5 移転先3 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		当市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先2~5 移転先3 ⑥移転方法		○庁内連携システム	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先2~5 移転先3 ⑦時期・頻度		随時	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先2~5 移転先4		税制課	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先2~5 移転先4 ①法令上の根拠		番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先2~5 移転先4 ②移転先における用途		市税の還付・充当業務(番号法第9条第1項 別表第一の16の項)	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先2~5 移転先4 ③移転する情報		保険料の徴収・滞納情報	事前	

令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先2~5 移転先4 ④移転する情報の対象となる		10万人以上100万人未満	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先2~5 移転先4 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		当市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先2~5 移転先4 ⑥移転方法		〇庁内連携システム	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先2~5 移転先4 ⑦時期・頻度		随時	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (収納滞納ファイル) 6.特定個人情報の保管・消去保管場所	<p><大分市の措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、静脈認証による入退室管理を行っている。 2. データの不正持込・持出禁止を規定している。 3. サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。 4. 入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 5. 不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 <p><中間サーバー・プラットフォームの措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2. 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 	<p><中間サーバー・プラットフォームの措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2. 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名	後期高齢者医療関連情報ファイル	給付ファイル		
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (給付ファイル) 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	<p>・識別情報 ○個人番号 ○その他識別情報 (内部番号) ・連絡先等情報 ○4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ○連絡先(電話番号等) ○その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ○地方税関係情報 ○健康・医療関係情報 ○医療保険関係情報 ○障害者福祉関係情報 ○生活保護・社会福祉関係情報 ○介護・高齢者福祉関係情報</p>	<p>・識別情報 ○個人番号 ○その他識別情報 (内部番号) ・業務関係情報 ○介護・高齢者福祉関係情報</p>	事前	

令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (給付ファイル) 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号:対象者を正確に特定するために記録するもので、番号法第9条及び別表第一第59号により利用可。 ・その他識別情報(内部番号): (宛名番号・世帯番号)住民基本台帳や資格に関する情報を管理するために記録するもの。 (被保険者番号)資格や保険料の賦課・徴収、給付に関する情報を管理するために記録するもの。 ・基本4情報、連絡先:被保険者について、通知及び照会を行うために記録するもの。 ・地方税関係情報:保険料賦課・徴収に関する事務を行うために記録するもの。 ・健康・医療関係情報:給付に関する事務を行うために記録するもの。 ・医療保険関係情報:資格管理に関する事務を行うために記録するもの。 ・障害者福祉関係情報:障害認定に関する事務を行うために記録するもの。 ・生活保護・社会福祉関係情報:適用除外に関する事務を行うために記録するもの。 ・介護・高齢者福祉関係情報:高額医療・高額介護合算療養費に関する事務を行うために記録するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号:対象者を正確に特定するために記録するもので、番号法第9条及び別表第一第59号により利用可。 ・その他識別情報(内部番号): (宛名番号・世帯番号)住民基本台帳や資格に関する情報を管理するために記録するもの。 (被保険者番号)資格や保険料の賦課・徴収、給付に関する情報を管理するために記録するもの。 ・介護・高齢者福祉関係情報:高額医療・高額介護合算療養費に関する事務を行うために記録するもの。 	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (給付ファイル) 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月5日	平成27年10月5日 令和3年1月以降	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (給付ファイル) 3.特定個人情報の入手・使用 ①入手元	○本人又は本人の代理人 ○評価実施期間内の他部署(市民課 市民税課 長寿福祉課) ○行政機関・独立行政法人等(日本年金機構) ○地方公共団体・地方独立行政法人(大分県後期高齢者医療広域連合)	○本人又は本人の代理人 ○評価実施期間内の他部署(長寿福祉課) ○地方公共団体・地方独立行政法人(大分県後期高齢者医療広域連合)	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (給付ファイル) 3.特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	○紙 ○電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ○専用線 ○庁内連携システム ○その他(既存住民基本台帳システム)	○紙 ○専用線 ○庁内連携システム	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (給付ファイル) 3.特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(高齢者の医療の確保に関する法律第67条等)や保険料の賦課(高齢者の医療の確保に関する法律第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。	給付に関する情報の保有、広域連合への送付、その他給付に関する事務の実施。	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (給付ファイル) 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民基本台帳情報及び住所地特例対象者情報の提供 広域連合に被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報及び住所地特例対象者情報を提供し、被保険者情報の提供を受ける。 2. 所得・課税情報の提供 保険料付加決定および一部負担金判定に必要な所得・課税情報を広域連合に提供する。 3. 特別徴収情報の管理 大分県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)より送付される特別徴収対象候補者情報を基に特別徴収情報を管理する。特別徴収を国保連合会に通知する。また特別徴収の開始・中止の情報を送信及び結果通知の受信も行う。 4. 賦課情報の管理及び通知 広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料の期割情報の作成を行う。また、被保険者に対し納入通知書・特別徴収通知書にて保険料額を通知する。 5. 保険料の管理 保険料の収納を行う。また、保険料収納情報をもとに過納となった場合、被保険者に対し還付通知を送付し保険料を還付する。収納情報・滞納情報を広域連合へ通知し、徴収した保険料を広域連合へ納入する。 6. 被保険者証の引渡し及び各種申請書等の受付 被保険者証の引渡しや被保険者の資格に関する届出並びに保険給付に関する届出の受付をし、申請書等を広域連合へ送付する。 7. 高額医療・高額介護の情報を管理する。高額療養費・高額介護サービス費の情報を長寿福祉課と連携し、高額介護合算療養費の給付管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 高額医療・高額介護の情報を管理する。 高額療養費・高額介護サービス費の情報を長寿福祉課と連携し、高額介護合算療養費の給付管理を行う。 	事前	

令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (給付ファイル) 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	住基情報と申請内容を突合して被保険者及び同一世帯員を確認する。 地方税関係情報と被保険者及び同一世帯員を突合して所得・課税額を確認する。 年金情報と保険料額を突合して特別徴収を決定する。 介護保険情報と医療給付内容を突合して高額介護合算情報を確認する。 住登外情報と住登外者の申請・届出内容を突合し住登外者を確認する。	介護保険情報と医療給付内容を突合して高額介護合算情報を確認する。	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (給付ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	システム管理・運用・操作業務委託	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (給付ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	システム管理・運用、オペレーションに係る業務	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (給付ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	(株)オルゴ	情報公開請求等にて公開	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (給付ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 再委託 ④再委託の有無	再委託しない	再委託する	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (給付ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 再委託 ⑤再委託の許諾方法		原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (給付ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 再委託 ⑥再委託事項		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (給付ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	○提供を行っている 2件 ○移転を行っている 2件	○提供を行っている 1件 ○移転を行っている 6件	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (給付ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ③提供する情報	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (給付ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑥提供方法	○専用線 ○電子記憶媒体(フラッシュメモリを除く。)	○専用線	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (給付ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑦時期・頻度	随時・日時・月次・年次連携	月次連携	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (給付ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先2～5 提供先2	厚生労働大臣又は共済組合等		事前	

令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（給付ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先2～5 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の83項		事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（給付ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先2～5 提供先2 ②提供先における用途	後期高齢者医療確保法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの		事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（給付ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先2～5 提供先2 ③提供する情報	高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第136条第1項（同法第140条第3項において準用する場合を含む。）、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知されている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの		事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（給付ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先2～5 提供先2 ④提供する情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満		事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（給付ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先2～5 提供先2 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収を実施または中止する被保険者の保険料期割額		事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（給付ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先2～5 提供先2 ⑥提供方法	○専用線 ○電子記憶媒体（フラッシュメモリを除く。）		事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（給付ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先2～5 提供先2 ⑦時期・頻度	月次・年次		事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（給付ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先1 ③移転する情報	1. 資格管理業務 （1）被保険者資格に関する届出：転入時等に市窓口において、被保険者となる住民より入手した届出情報 （2）住民基本台帳情報：年齢到達により被保険者となる住民および世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民および世帯構成員の住基情報（世帯単位）。 （3）住登外登録情報：年齢到達により被保険者となる住民および世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民および世帯構成員の住登外登録情報（世帯単位）。 2. 賦課・収納業務 （1）所得・課税情報：後期高齢者医療の被保険者の保険料および一部負担割合算定に必要な情報。 （2）期割情報：市が実施した期割保険料の情報。 （3）収納情報：市が収納および還付充当した保険料の情報。 （4）滞納者情報：市が管理している保険料滞納者の情報。 3. 給付業務 （1）療養費関連情報等：市で申請書等をもとに作成した療養費情報等。	給付業務 （1）療養費関連情報等：市で申請書等をもとに作成した療養費情報等。	事前	

令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(給付ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑦時期・頻度	1. 資格管理業務 (1) 被保険者資格に関する届出:番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に届出のある都度。 (2) 住民基本台帳情報:個人番号の付番、通知の日(平成27年10月5日)以後に準備行為として一括で移転。:番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、日次の頻度。 (3) 住登外登録情報:個人番号の付番、通知の日(平成27年10月5日)以後に準備行為として一括で移転。:番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、日次の頻度。 2. 賦課・収納業務 (1) 所得・課税情報:番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、月次の頻度。 (2) 期割情報:番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、月次の頻度。 (3) 収納情報:番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。 (4) 滞納者情報:番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。 3. 給付業務 (1) 療養費関連情報等:番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、月次の頻度。	給付業務 (1) 療養費関連情報等:番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、月次の頻度。	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(給付ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の68項 別表第2の93項	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(給付ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ②移転先における用途	介護保険法(平成9年法律123号)による保険給付の支給または保険料の給付に関する事務であつて主務省令で定めるもの	老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の41の項)	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(給付ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ③移転する情報	介護保険法第20条に規定する給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(給付ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ④移転する情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満		
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(給付ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者	当市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)		
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(給付ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ⑦時期・頻度	月次・年次	随時		
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(給付ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3		長寿福祉課		
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(給付ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ①法令上の根拠		番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例		
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(給付ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ②移転先における用途		介護保険法(平成9年法律百二十三号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の68の項)		

令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（給付ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託を伴うものを除く。） 移転先3 ③移転する情報		医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報）		
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（給付ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託を伴うものを除く。） 移転先3 ④移転する情報の対象となる本人の数		10万人以上100万人未満		
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（給付ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託を伴うものを除く。） 移転先3 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		当市に住所を有する被保険者（被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者）		
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（給付ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託を伴うものを除く。） 移転先3 ⑥移転方法		○庁内連携システム		
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（給付ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託を伴うものを除く。） 移転先3 ⑦時期・頻度		随時		
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（給付ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託を伴うものを除く。） 移転先4		生活福祉課		
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（給付ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託を伴うものを除く。） 移転先4 ①法令上の根拠		番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例		
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（給付ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託を伴うものを除く。） 移転先4 ②移転先における用途		生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の15の項）		
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（給付ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託を伴うものを除く。） 移転先4 ③移転する情報		医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報）		
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（給付ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託を伴うものを除く。） 移転先4 ④移転する情報の対象となる本人の数		10万人以上100万人未満		
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（給付ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託を伴うものを除く。） 移転先4 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		当市に住所を有する被保険者（被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者）		
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（給付ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託を伴うものを除く。） 移転先4 ⑥移転方法		○庁内連携システム		

令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（給付ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託を伴うものを除く。） 移転先4 ⑦時期・頻度		随時		
令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（給付ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託を伴うものを除く。） 移転先5		障害福祉課		
令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（給付ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託を伴うものを除く。） 移転先5 ①法令上の根拠		番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例		
令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（給付ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託を伴うものを除く。） 移転先5 ②移転先における用途		大分市障害者医療費の助成に関する条例(平成18年大分市条例第6号)による医療費の助成に関する事務		
令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（給付ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託を伴うものを除く。） 移転先5 ③移転する情報		医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（給付ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託を伴うものを除く。） 移転先5 ④移転する情報の対象となる本人の数		10万人以上100万人未満		
令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（給付ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託を伴うものを除く。） 移転先5 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		当市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)		
令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（給付ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託を伴うものを除く。） 移転先5 ⑥移転方法		○庁内連携システム		
令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（給付ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託を伴うものを除く。） 移転先5 ⑦時期・頻度		随時		
令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（給付ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託を伴うものを除く。） 移転先6		市民税課		
令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（給付ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託を伴うものを除く。） 移転先6 ①法令上の根拠		番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例		
令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（給付ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託を伴うものを除く。） 移転先6 ②移転先における用途		個人住民税の課税・収滞納に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の16の項)		
令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（給付ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託を伴うものを除く。） 移転先6 ③移転する情報		医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)		
令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（給付ファイル） 5.特定個人情報の提供・移転（委託を伴うものを除く。） 移転先6 ④移転する情報の対象となる本人の数		10万人以上100万人未満		

令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (給付ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託を伴うものを除く。) 移転先6 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		当市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)		
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (給付ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託を伴うものを除く。) 移転先6 ⑥移転方法		○庁内連携システム		
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (給付ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託を伴うものを除く。) 移転先6 ⑦時期・頻度		随時		
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (給付ファイル) 6.特定個人情報の保管・消去保管場所	<p><大分市の措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、静脈認証による入退室管理を行っている。 2. データの不正持込・持出禁止を規定している。 3. サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。 4. 入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 5. 不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 <p><中間サーバー・プラットフォームの措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2. 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 	<p><中間サーバー・プラットフォームの措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2. 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 	事前	
令和3年1月1日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 資格関連情報	<p><<宛番号>></p> <p><資格関連情報></p> <p>住民基本台帳情報 外国人登録情報 住登外登録情報 混合世帯情報 障害認定申請情報 負担区分判定対象情報 個人異動情報 適用除外者情報 被保険者 被保険者世代管理 被保険者履歴 老人保健情報 負担区分根拠情報 基準収入額申請世帯情報 負担区分一時記憶WK 個人情報変更履歴情報 負担区分判定登録抑止対象情報 扶養控除候補者情報 マイナンバー設定候補者WK</p> <p><共通情報></p> <p>稼働ログ管理</p> <p><<被保険者情報>></p> <p><資格関連情報></p> <p>障害認定申請情報 個人異動情報 適用除外者情報 被保険者 被保険者世代管理 被保険者履歴 証発行管理 送付先情報 負担区分世帯番号情報 負担区分根拠情報 一部負担金減免申請情報 標準負担額減額認定情報 標準負担額減額入院情報 特定疾病認定申請情報 負担区分一時記憶WK 過去被保険者番号情報 加入保険者情報 被扶養者障害特定疾病証明書情報 個人情報変更履歴情報 短期証資格証候補者情報 追加情報該当者 参照用負担区分情報 扶養控除候補者情報</p> <p><共通情報></p> <p>稼働ログ管理</p>	<p>資格関連情報</p> <p>◆被保険者台帳</p> <p>後期保険者番号、被保険者番号、異動事由、異動年月日、資格取得事由コード、資格取得年月日、資格喪失事由コード、資格喪失年月日、保険者番号適用開始年月日、保険者番号適用終了年月日、管理元市町村コード、被保険者個人番号、個人区分コード、住基ネット個人番号、住基世帯番号、後期世帯番号、都道府県コード、市町村コード、町名コード、氏名(カナ)、通称名(カナ)、氏名(漢字)、通称名(漢字)、本名通称名区分コード、氏名(英字)、併記用氏名(漢字)、氏名分類コード、生年月日年号コード、生年月日、性別コード、都道府県名(漢字)、市町村名(漢字)、住所(漢字)、番地(漢字)、方書(漢字)、住所(漢字)連結、親郵便番号、子郵便番号、電話番号、転入元市町村名(漢字)、番地区分コード、番地、号番号、枝番号、行政区コード、方書(カナ)、市内外区分コード、構成識別コード、政令広域コード、地方公共団体コード、外国人在留開始年月日、外国人在留終了年月日、外国人在留資格コード、寝たきりフラグ、無医地区フラグ、居所不明フラグ。</p>	事前	

令和3年1月1日	(別添1)特定個人情報ファイル 記録項目 賦課関連情報	<<宛名番号>> <賦課・収納関連情報> 賦課世帯管理 所得情報 資格異動ログ <共通情報> 稼働ログ管理 <<被保険者情報>> <賦課・収納関連情報> 賦課情報 賦課世帯管理 市町村別賦課情報 所得情報 保険料減免管理情報 賦課対象情 報 資格異動ログ 実態調査用被保険者番号管理 期割収納情報 収納履歴 滞納情報 徴収猶予 徴収猶予内訳 期割収納削除情報 収納削除履歴 滞納削除情報 徴収猶予削除 徴収猶予内訳 削除 <共通情報> 稼働ログ管理	賦課関連情報 後期保険者番号,相当年度,被 保険者番号,賦課管理番号,徴収方法区分コード, 賦課年月日,市区町村別保険料額,通知書通知 理由コード,賦課結果コード,前回徴収方法区分 コード,納入通知書発行年月日,回付情報各種年 月日,特別徴収依頼作成年月日,特別徴収中止 区分コード,特別徴収中止事由コード,特別徴収 中止依頼作成年月日,特別徴収中止通知書発行 年月日,仮徴収額変更年月日,仮徴収額変更依 頼作成年月日,仮徴収額変更通知書発行年月 日,年額情報相当年度,年額情報履歴通番,広域I /F抽出年月日,行政区コード,構成識別コード,政 令広域コード,更正操作者コード,更新画面備考 領域,年金情報固有番号,普徴事由,	事前	
令和3年1月1日	(別添1)特定個人情報ファイル 記録項目 収納関連情報	<<宛名番号>> <賦課・収納関連情報> 賦課世帯管理 所得情報 資格異動ログ <共通情報> 稼働ログ管理 <<被保険者情報>> <賦課・収納関連情報> 賦課情報 賦課世帯管理 市町村別賦課情報 所得情報 保険料減免管理情報 賦課対象情 報 資格異動ログ 実態調査用被保険者番号管理 期割収納情報 収納履歴 滞納情報 徴収猶予 徴収猶予内訳 期割収納削除情報 収納削除履歴 滞納削除情報 徴収猶予削除 徴収猶予内訳 削除 <共通情報> 稼働ログ管理	収納関連情報 後期保険者番号,賦課年度,相当年度,徴収方法 区分コード,期別番号,賦課管理番号,被保険者番 号,調定後期割額,期割額,納付書発行年月日,納 付書発行回数,口座振替作成年月日,納付証明 書発行年月日,調定後納期限年月日,納期限年 月日,収納未済額,収納済額,領収年月日,収納年 月日,分納回数,督促催告不要コード,延滞金調定 額,延滞金累計額,延滞金済額,督促手数料調定 額,督促手数料済額,滞納処理区分コード,徴収猶 予区分コード,徴収猶予申請年月日,徴収猶予後 納期限年月日,納付誓約年月日,納付誓約後納 期限年月日,納付誓約書発行年月日,過誤納処 理区分コード,過誤納額,還付額,充当額,被充当 額,不納欠損年月日,不納欠損事由コード,不納欠 損額,滞納繰越年数,繰越時期割額,繰越時収納 額,繰越額,過年繰越時期割額,過年繰越時収納 額,過年繰越額,過々年繰越時期割額,過々年繰 越時収納額,過々年繰越額,再振替処理区分コー ド,行政区コード,構成識別コード,政令広域コー ド,納期限変更理由コード,納期限変更処理年月日, 後期保険者番号,賦課年度,相当年度,賦課管理 番号,徴収方法区分コード,期別番号,被保険者番 号,収納済コード,督促状発行年月日,督促状納期 限年月日,督促状発行抑止済フラグ,督促状公示 送達年月日,催告書発行年月日,催告納期限年 月日,処分内容コード,処分開始年月日,処分終了 年月日,不納欠損保留処理区分コード,時効起算 年月日,時効起算年月日区分コード,時効完成年 月日,不納欠損年月日,行政区コード,構成識別 コード	事前	
令和3年1月1日	(別添1)特定個人情報ファイル 記録項目 給付関連情報	<<宛名番号>> <給付関連情報> 給付記録管理 葬祭費(その他支給) 高額療養 費支給管理 特別療養費支給 給付制限個人 管理 高額療養費清算管理 エラーレセプト 再審査レセプト 当月レセプト 療養費支給 被保険者月別資格日数 高額介 護合算療養費等支給申請書情報 <共通情報> 稼働ログ管理 <<被保険者情報>> <給付関連情報> 給付記録管理 高額療養費支給 葬祭費(その 他支給) 高額療養費支給管理 特別療養費支 給 口座 給付制限個人管理 給付制限レセプト管理 高額療養費清算管理 エラーレセプト 支給管理 高額該当管理 再審 査レセプト 当月レセプト 療養費支給 被保険者月別資格日数 レセプト負担区分管理 高額介護合算療養費等支給申請書情報 自己 負担額証明情報 高額療養費特別支給金支給管理 特定疾患連 絡対象者管理 突合レセプト増減情報 突合査 定結果情報 後発医薬品差額通知送付情報 給付制限追加 情報 一定点数超過管理セットアップ 一定点数 超過管理 <共通情報> 稼働ログ管理	給付関連情報 給付記録管理 高額療養費支給 葬祭費(その 他支給) 高額療養費支給管理 特別療養費支 給 口座 給付制限個人管理 給付制限レセプト管理 高額療養費清算管理 エラーレセプト 支給管理 高額該当管理 再審 査レセプト 当月レセプト 療養費支給 被保険者月別資格日数 レセプト負担区分管理 高額介護合算療養費等支給申請書情報 自己 負担額証明情報 高額療養費特別支給金支給管理 特定疾患連 絡対象者管理 突合レセプト増減情報 突合査 定結果情報 後発医薬品差額通知送付情報 給付制限追加 情報 一定点数超過管理セットアップ 一定点数 超過管理	事前	
令和3年1月1日	Ⅲリスク対策 1.特定個人情報ファイル名	後期高齢者医療情報ファイル	資格ファイル 賦課ファイル 収納滞納ファイル 給付ファイル	事前	

令和3年1月1日	Ⅲリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・既存国民健康保険システムからは中間サーバを設け直接情報提供ネットワークとは接続しない。 ・団体内統合宛名システムでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施する。	・既存後期高齢者医療システムからは中間サーバを設け直接情報提供ネットワークとは接続しない。 ・団体内統合宛名システムでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施する。	事前	
令和3年1月1日	Ⅲリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容		◆物理的対策 ＜大分市における措置＞ ・特定個人情報を保管するサーバ設置場所には、入退室管理を行っている。 ・特定個人情報を保管したPCは、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、パスワード付きスクリーンセーバーを利用している。 ・特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守している。 ◆技術的対策 ＜大分市における措置＞ ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・定期的に当該ファイルの改ざんの有無を検査している。 ・外部ネットワークから受信したファイルは、インターネットのゲートウェイにおいてコンピュータウイルス等の不正プログラムのチェックを行い、不正プログラムのシステムへの侵入を防止している。 ・必要に応じ他のネットワーク及び情報システムと物理的に分離する措置を講じている。	事前	
令和3年1月1日	Ⅲリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置 基本的に異動届等に基づき、更新を実施しているが、情報に誤りがある場合は、職権により修正を行っている。 ・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置 特定個人情報の消去にあたっては、消去の必要性があれば、業務責任者の承認を得た上で実施する。	事前	
令和3年1月1日	Ⅲリスク対策 9.従業員に対する教育・啓発 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	・後期高齢者医療事務関係職員(臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施する。 ・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。	・後期高齢者医療事務関係職員(臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施する。 ・後期高齢者医療事務関係職員(臨時職員等を含む。)に対してe-ラーニングによるセキュリティ教育を毎年実施する。 ・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。	事前	
令和3年1月1日	V評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	平成29年5月17日		事前	
令和3年9月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供 (1) 番号法第19条第7号 別表第二の80、82、83の項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第43号 ※番号法別表第二 83の項に係る主務省令は未制定。 2. 情報照会 (1) 番号法第19条第7号 別表第二の82の項 ※番号法別表第二 82の項に係る主務省令は未制定。	1. 情報提供 (1) 番号法第19条第8号 別表第二の80、82、83の項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第43号 ※番号法別表第二 83の項に係る主務省令は未制定。 2. 情報照会 (1) 番号法第19条第8号 別表第二の82の項 ※番号法別表第二 82の項に係る主務省令は未制定。	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(資格ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の80項	番号法第19条第8号 別表第二の80項	事前	事前通知事項

令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の80項	番号法第19条第8号 別表第二の80項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2~5 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の83項	番号法第19条第8号 別表第二の83項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(収納ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の80項	番号法第19条第8号 別表第二の80項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(給付ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の80項	番号法第19条第8号 別表第二の80項	事前	事前通知事項
令和4年3月8日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供 (1) 番号法第19条第7号 別表第二の80、82、83の項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第43号 ※番号法別表第二 83の項に係る主務省令は未制定。 2. 情報照会 (1) 番号法第19条第7号 別表第二の82の項 ※番号法別表第二 82の項に係る主務省令は未制定。	1. 情報提供 (1) 番号法第19条第7号 別表第二の80、82、83の項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第43号 ※番号法別表第二 83の項に係る主務省令は未制定。 2. 情報照会 (1) 番号法第19条第7号 別表第二の82の項	事前	事前通知事項
令和4年7月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムシステム1 ②システムの機能	3. 徴収機能 (1) 収納を管理する機能(領収通知書、口座振替、特別徴収結果) (2) 過誤納付金を管理する機能 (3) 決算処理(日次、月次、本決算、滞納繰越) (4) 保険料納付証明書の発行を管理する機能 (5) 還付金振込口座、保険料引落口座情報を管理する機能 (6) 標準システムと期割情報・収納情報、滞納情報を連携する機能 4. 宛名機能 (1) 資格、賦課、徴収に係る宛名を管理する機能	3. 徴収機能 (1) 収納を管理する機能(領収通知書、口座振替、特別徴収結果) (2) 過誤納付金を管理する機能 (3) 決算処理(日次、月次、本決算、滞納繰越) (4) 保険料納付証明書の発行を管理する機能 (5) 還付金振込口座、保険料引落口座情報を管理する機能 (6) 標準システムと期割情報・収納情報、滞納情報を連携する機能 4. 宛名機能 (1) 資格、賦課、徴収に係る宛名を管理する機能	事後	軽微な修正のため
令和4年7月4日	V 評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	令和1年10月17日	令和4年7月4日	事後	軽微な修正のため
令和7年1月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)に基づき、被保険者の資格管理、被保険者への保険給付管理、保険料賦課管理、収納・滞納管理に関する被保険者の登録、申請及び届出の受付、納付書、督促状、催告書の発行等の事務を行っている。 高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、被保険者の資格管理、被保険者への保険給付管理、保険料賦課管理、収納・滞納管理に関する被保険者の登録、申請及び届出の受付、納付書、督促状、催告書の発行等の事務を行っている。 高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	1. 資格管理業務 (1) 被保険者証の引渡し及び各種申請書等の受付 ・被保険者証の引渡しや住民から個人番号が記入された被保険者の資格に関する届出を受け付け、申請書等を広域連合へ送付する。 (2) 住民基本台帳情報等の提供、被保険者資格の異動 ・広域連合に被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報等を送付し、被保険者情報の提供を受ける。	1. 資格管理業務 (1) 被保険者証の引渡し及び各種申請書等の受付 ・被保険者証の引渡しや住民から個人番号が記入された被保険者の資格に関する届出を受け付け、申請書等を広域連合へ送付する。 (2) 住民基本台帳情報等の提供、被保険者資格の異動 ・広域連合に被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報等を送付し、被保険者情報の提供を受ける。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	2. 賦課・収納業務 (1) 保険料賦課情報管理 ・広域連合に保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を送付する。 ・広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料の期割情報の作成を行う。また、被保険者に対し賦課決定通知書兼納入通知書を送付する。 ・特別徴収対象候補者情報を基に特別徴収情報を管理する。特別徴収の場合は、年金保険者に徴収依頼を実施する。また、特別徴収の開始・中止の情報を送信及び結果通知の受信も行う。 (2) 保険料収納・滞納管理 ・保険料の収納を行う。また、保険料収納情報を基に過納となった場合、被保険者に対し還付通知を送付し保険料を還付する。 ・収納情報・滞納情報を広域連合へ通知し、徴収した保険料広域連合へ納入する。 ・保険料の滞納整理を行う。滞納に対して督促状や催告書を発行する。	2. 賦課・収納業務 (1) 保険料賦課情報管理 ・広域連合に保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を送付する。 ・広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料の期割情報の作成を行う。また、被保険者に対し賦課決定通知書兼納入通知書を送付する。 ・特別徴収対象候補者情報を基に特別徴収情報を管理する。特別徴収の場合は、年金保険者に徴収依頼を実施する。また、特別徴収の開始・中止の情報を送信及び結果通知の受信も行う。 (2) 保険料収納・滞納管理 ・保険料の収納を行う。また、保険料収納情報を基に過納となった場合、被保険者に対し還付通知を送付し保険料を還付する。 ・収納情報・滞納情報を広域連合へ通知し、徴収した保険料広域連合へ納入する。 ・保険料の滞納整理を行う。滞納に対して督促状や催告書を発行する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	3. 給付業務 (1) 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し及び返還の受付書の引渡し及び返還の受付。	3. 給付業務 (1) 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し及び返還の受付書の引渡し及び返還の受付。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	後期高齢者医療システム	後期高齢者医療事務支援システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	1. 資格機能 (1) 64歳以上の住民及び同一世帯員情報を大分県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下、「標準システム」という。)に提供する機能 (2) 標準システムから提供された被保険者情報を管理する機能 (3) 住所地特例情報を標準システムに提供する機能 (4) 標準システムと被保険者資格情報を連携する機能 2. 賦課機能 (1) 賦課期日時点の被保険者及び同一世帯員の所得・課税情報を標準システムに提供する機能 (2) 標準システムから提供された賦課情報を管理する機能 (3) 保険料期割情報を管理する機能 (4) 特別徴収情報を管理する機能 (5) 標準システムと賦課情報を連携する機能	1. 資格機能 (1) 64歳以上の住民及び同一世帯員情報を大分県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下、「標準システム」という。)に提供する機能 (2) 標準システムから提供された被保険者情報を管理する機能 (3) 住所地特例情報を標準システムに提供する機能 (4) 標準システムと被保険者資格情報を連携する機能 2. 賦課機能 (1) 賦課期日時点の被保険者及び同一世帯員の所得・課税情報を標準システムに提供する機能 (2) 標準システムから提供された賦課情報を管理する機能 (3) 保険料期割情報を管理する機能 (4) 特別徴収情報を管理する機能 (5) 標準システムと保険料期割情報を連携する機能	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	3. 徴収機能 (1) 収納を管理する機能(領収済通知書、口座振替、特別徴収結果) (2) 過誤納付金を管理する機能 (3) 決算処理(日次、月次、本決算、滞納繰越) (4) 保険料納付証明書の発行を管理する機能 (5) 還付金振込口座、保険料引落口座情報を管理する機能 (6) 標準システムと期割情報・収納情報、滞納情報を連携する機能 4. 宛名機能 (1) 資格、賦課、徴収に係る宛名を管理する機能	3. 徴収機能 (1) 収納を管理する機能(領収済通知書、口座振替、特別徴収結果) (2) 過誤納付金を管理する機能 (3) 決算処理(日次、月次、本決算、滞納繰越) (4) 保険料納付証明書の発行を管理する機能 (5) 還付金振込口座、保険料引落口座情報を管理する機能 (6) 標準システムと期割情報・収納情報、滞納情報を連携する機能 4. 宛名機能 (1) 資格、賦課、徴収に係る宛名を管理する機能	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称	大分県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下、「標準システム」という。) ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市町村に設置される窓口端末で構成される。	大分県後期高齢者医療広域連合電算処理システム ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、市区町村に設置される窓口端末で構成される。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	1. 資格管理業務 (1)被保険者証の交付申請 市の窓口端末へ入力された被保険者資格等に関する届出情報を基に、広域連合の標準システムにおいて受付・審査・決定を行い、広域連合が被保険者証等を発行する。その結果は広域連合から市の窓口端末へ配信される。 (2)住民基本台帳等の取得 市の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 (3)被保険者資格の異動 (2)により市の窓口端末から広域連合の標準システムに送信された住民に関する情報により、広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合の標準システムより被保険者情報等を当市の窓口端末へ配信する。	1. 資格管理業務 (1)被保険者証の交付申請 市区町村の窓口端末へ入力された被保険者資格等に関する届出情報を基に、広域連合の標準システムにおいて受付・審査・決定を行い、広域連合が被保険者証等を発行する。その結果は広域連合から市区町村の窓口端末へ配信される。 (2)住民基本台帳等の取得 市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 (3)被保険者資格の異動 (2)により市区町村の窓口端末から広域連合の標準システムに送信された住民に関する情報により、広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合の標準システムより被保険者情報等を市区町村の窓口端末へ配信する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	2. 賦課・収納業務 (1)保険料賦課 市の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。広域連合の標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを市の窓口端末へ配信する。 (2)保険料収納管理 市の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 3. 給付業務 市の窓口端末を用いて、療養費支給申請に関するデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システムにおいて当該情報を用いて療養費支給決定を行い、療養費支給決定通知情報等のデータを市の窓口端末へ配信する。 ※ オンラインファイル連携機能とは、市の窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合の標準システムサーバーに送信する機能と、広域連合の標準システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票等を市の窓口端末に配信する機能のことをいう。	2. 賦課・収納業務 (1)保険料賦課 市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 広域連合の標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを市区町村の窓口端末へ配信する。 (2)保険料収納管理 市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 3. 給付業務 市区町村の窓口端末を用いて、療養費支給申請に関するデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システムにおいて当該情報を用いて療養費支給決定を行い、療養費支給決定通知情報等のデータを市区町村の窓口端末へ配信する。 ※ オンラインファイル連携機能とは、市区町村の窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合の標準システムサーバーに送信する機能と、広域連合の標準システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票等を市区町村の窓口端末に配信する機能のことをいう。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	I 基本情報 4. 法令上緒の根拠	(1) 番号法第9条第1項 別表第一の59の項 (2) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第46条	番号利用法第9条第1項 別表85の項	事後	重要な変更にあたらない変更 (番号利用法改正に伴う変更)
令和7年1月31日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供 (1) 番号法第19条第8号 別表第二の80、82、83の項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第43号 ※番号法別表第二 83の項に係る主務省令は未制定。 2. 情報照会 (1) 番号法第19条第8号 別表第二の82の項	1. 情報提供 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項 2. 情報照会 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項	事後	重要な変更にあたらない変更 (番号利用法改正に伴う変更)
令和7年1月31日	(1)資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月5日 令和3年1月以降	平成27年10月5日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④再委託の有無	再委託する	再委託しない	事後	重要な変更にあたらない変更 (リスクを軽減させる変更)
令和7年1月31日	(1)資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	(1)資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥再委託事項	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	[○]提供を行っている (1)件 [○]移転を行っている (6)件	[]提供を行っている (0)件 [○]移転を行っている (6)件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	後期高齢者広域連合 ①番号法第19条第8号 別表第二の80の項 ②高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③住民票関係情報であって主務省令で定めるもの ④10万人以上100万人未満 ⑤被保険者及び同一世帯員並びに被保険者及び同一世帯員であったものの一部 ⑥専用線、フラッシュメモリ ⑦日次連絡	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ②移転先における用途	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の41の項)	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務(番号利用法第9条第1項 別表の61の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3 ②移転先における用途	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の68の項)	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務(番号利用法第9条第1項 別表の100の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4 ②移転先における用途	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の15の項)	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務(番号利用法第9条第1項 別表の23の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先5 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先5 ②移転先における用途	個人住民税の課税・収滞納に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の16の項)	個人住民税の課税・収滞納に関する事務(番号利用法第9条第1項 別表の24の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)賦課ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月5日 令和3年1月以降	平成27年10月5日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)賦課ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する(2)件	委託する(1)件	事後	重要な変更当たらない変更(リスクを軽減させる変更)

令和7年1月31日	(2) 賦課ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④再委託の有無	再委託する	再委託しない	事後	重要な変更当たらない変更 (リスクを軽減させる変更)
令和7年1月31日	(2) 賦課ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2) 賦課ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥再委託事項	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2) 賦課ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	[○] 提供を行っている(2)件 [○] 移転を行っている(5)件	[] 提供を行っている(0)件 [○] 移転を行っている(5)件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2) 賦課ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	後期高齢者広域連合 ①番号法第19条第8号 別表第二の80の項 ②高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③地方税関係情報であって主務省令で定めるもの ④10万人以上100万人未満 ⑤被保険者及び同一世帯員並びに被保険者及び同一世帯員であったものの一部 ⑥専用線、フラッシュメモリ ⑦月次連絡	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2) 賦課ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	厚生労働大臣又は共済組合等 ①番号法第19条第8号 別表第二の83項 ②後期高齢者医療確保法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの ③高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの ④1万人以上10万人未満 ⑤特別徴収を実施または中止する被保険者の保険料期割額 ⑥専用線、電子記録媒体 ⑦月次・年次	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2) 賦課ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2) 賦課ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ②移転先における用途		老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務(番号利用法第9条第1項 別表の61の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2) 賦課ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2) 賦課ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3 ②移転先における用途	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の68の項)	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務(番号利用法第9条第1項 別表の100の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	(2)賦課ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)賦課ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4 ②移転先における用途	個人住民税の課税・収滞納に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の16の項)	個人住民税の課税・収滞納に関する事務(番号利用法第9条第1項 別表第一の24の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)賦課ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先5 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)賦課ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先5 ②移転先における用途	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の15の項)	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務(番号利用法第9条第1項 別表の23の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)収納滞納ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月5日 令和3年1月以降	平成27年10月5日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)収納滞納ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	紙、フラッシュメモリ、専用線、庁内連携システム	紙、フラッシュメモリ、専用線、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)収納滞納ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④再委託の有無	再委託する	再委託しない	事後	重要な変更にあたらない変更(リスクを軽減させる変更)
令和7年1月31日	(3)収納滞納ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)収納滞納ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥再委託事項	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)収納滞納ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④再委託の有無	再委託する	再委託しない	事後	重要な変更にあたらない変更(リスクを軽減させる変更)
令和7年1月31日	(3)収納滞納ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)収納滞納ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥再委託事項	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	(3) 収納滞納ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	[○] 提供を行っている(1)件 [○] 移転を行っている(4)件	[] 提供を行っている(0)件 [○] 移転を行っている(4)件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3) 収納滞納ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	後期高齢者広域連合 ①番号法第19条第8号 別表第二の80の項 ②高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③地方税関係情報であって主務省令で定めるもの ④10万人以上100万人未満 ⑤被保険者及び同一世帯員並びに被保険者及び同一世帯員であったものの一部 ⑥専用線、フラッシュメモリ ⑦日次連絡	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3) 収納滞納ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3) 収納滞納ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ②移転先における用途	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の15の項)	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務(番号利用法第9条第1項 別表の23の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3) 収納滞納ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3) 収納滞納ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3 ②移転先における用途	市税の還付・充当業務(番号法第9条第1項 別表第一の16の項)	市税の還付・充当業務(番号利用法第9条第1項 別表の24の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3) 収納滞納ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3) 収納滞納ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4 ②移転先における用途	市税の還付・充当業務(番号法第9条第1項 別表第一の16の項)	市税の還付・充当業務(番号利用法第9条第1項 別表の24の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(4) 給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号:対象者を正確に特定するために記録するもので、番号法第9条及び別表第一第59号により利用可。 ・その他識別情報(内部番号): (宛名番号・世帯番号)住民基本台帳や資格に関する情報を管理するために記録するもの。 (被保険者番号)資格や保険料の賦課・徴収、給付に関する情報を管理するために記録するもの。 ・介護・高齢者福祉関係情報:高額医療・高額介護合算療養費に関する事務を行うために記録するもの。	・個人番号:対象者を正確に特定するために記録するもので、番号利用法第9条第1項及び別表の85の項により利用可。 ・その他識別情報(内部番号): (宛名番号・世帯番号)住民基本台帳や資格に関する情報を管理するために記録するもの。 (被保険者番号)資格や保険料の賦課・徴収、給付に関する情報を管理するために記録するもの。 ・介護・高齢者福祉関係情報:高額医療・高額介護合算療養費に関する事務を行うために記録するもの。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(4) 給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月5日 令和3年1月以降	平成27年10月5日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(4) 給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④再委託の有無	再委託する	再委託しない	事後	重要な変更にあたらない変更(リスクを軽減させる変更)

令和7年1月31日	(4) 給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(4) 給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥再委託事項	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(4) 給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(1)件 [○]移転を行っている(6)件	[]提供を行っている(0)件 [○]移転を行っている(6)件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(4) 給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	後期高齢者広域連合 ①番号法第19条第8号 別表第二の80の項 ②高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの ④10万人以上100万人未満 ⑤被保険者及び同一世帯員並びに被保険者及び同一世帯員であったものの一部 ⑥専用線 ⑦月次連絡	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(4) 給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(4) 給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ②移転先における用途	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の41の項)	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務(番号利用法第9条第1項 別表の61の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(4) 給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(4) 給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3 ②移転先における用途	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の68の項)	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務(番号利用法第9条第1項 別表の100の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(4) 給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(4) 給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4 ②移転先における用途	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の15の項)	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務(番号利用法第9条第1項 別表の23の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(4) 給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先5 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(4) 給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先6 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	(4) 給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先6 ②移転先における用途	個人住民税の課税・収納に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の16の項)	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務(番号利用法第9条第1項 別表の24の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	IIIリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐づけが行われるリスク リスクに対する措置の内容	<p><窓口端末(標準システム)を使用する際のリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口端末は広域連合の標準システムにのみ専用線でつながっており、他のネットワークシステムからアクセスできないようにしていることで、目的を超えた紐付けや、必要のない情報と紐付けされるリスクを軽減している。 <p><窓口端末に大分市後期高齢者医療システムよりデータを配信する際のリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分市後期高齢者医療システムより窓口端末に配信されるデータはあらかじめ指定されたインターフェイス(※1)であることが前提となるため、必要のない情報と紐付けされるリスクを軽減している。 <p>※1:ここでいう指定されたインターフェイスとは、「後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェイス仕様書」に記載されている広域連合の標準システムと市町村の標準システム窓口端末間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義にしたがった項目(法令等で定められた範囲)のことを指す。</p>	<p><窓口端末(標準システム)を使用する際のリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口端末は広域連合の標準システムにのみ専用線でつながっており、他のネットワークシステムからアクセスできないようにしていることで、目的を超えた紐付けや、必要のない情報と紐付けされるリスクを軽減している。 <p><窓口端末に大分市後期高齢者医療事務支援システムよりデータを配信する際のリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分市後期高齢者医療事務支援システムより窓口端末に配信されるデータはあらかじめ指定されたインターフェイス(※1)であることが前提となるため、必要のない情報と紐付けされるリスクを軽減している。 <p>※1:ここでいう指定されたインターフェイスとは、「後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェイス仕様書」に記載されている広域連合の標準システムと市町村の標準システム窓口端末間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義にしたがった項目(法令等で定められた範囲)のことを指す。</p>	事後	重要な変更当たらない変更(文言の修正)
令和7年1月31日	IIIリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルールの遵守の確認方法	<p>同一期間内における特定個人情報の移転の際は、大分市電子計算機処理管理運営要綱に則り、番号法に定められた業務に必要な情報のみを提供することとしている。</p> <p><広域連合への移転></p> <p>標準システム窓口端末における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市の窓口端末から広域連合の標準システムへのデータ送信については、「府番第27号一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)平成27年2月13日」において、同一部署内での内部利用の取扱いとするとされている。 	<p>同一期間内における特定個人情報の移転の際は、大分市情報化推進のためのICT活用に関する要綱に則り、番号利用法に定められた業務に必要な情報のみを提供することとしている。</p> <p><広域連合への移転></p> <p>標準システム窓口端末における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市の窓口端末から広域連合の標準システムへのデータ送信については、「府番第27号一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)平成27年2月13日」において、同一部署内での内部利用の取扱いとするとされている。 	事後	重要な変更当たらない変更(文言の修正)
令和7年1月31日	IIIリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	<p>[○]接続しない(入手)</p> <p>[]接続しない(提供)</p>	<p>[]接続しない(入手)</p> <p>[]接続しない(提供)</p>	事後	重要な変更当たらない変更(実際の取扱いに沿った修正)
令和7年1月31日	IIIリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容		<p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムにおいて、中間サーバへの情報照会が可能な権限と、その権限において照会可能な特定個人情報の制限を行っている。 ・団体内統合宛名システムのシステム間連携機能によるアクセスの制限と、ファイアウォール等による通信制御により、不適切な方法による入手を防止している。 ・認証管理機能により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会および照会した情報の受領を行う機能。</p>	事後	重要な変更当たらない変更(実際の取扱いに沿った修正)

令和7年1月31日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容		(※2)番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表および第19条第15号を基に事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 <中間サーバの運用における措置> ・中間サーバで取得した情報照会に係るシステムログを使用して目的外および不正な入手が行われていないか必要に応じて確認する。	事後	重要な変更当たらない変更 (実際の取扱いに沿ったの修正)
令和7年1月31日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か		十分である	事後	重要な変更当たらない変更 (実際の取扱いに沿ったの修正)
令和7年1月31日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な影響が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・既存後期高齢者医療システムからは中間サーバを設け直接情報提供ネットワークとは接続しない。 ・団体内統合宛名システムでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施する。	・既存後期高齢者医療事務支援システムからは中間サーバを設け直接情報提供ネットワークとは接続しない。 ・団体内統合宛名システムでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施する。	事後	重要な変更当たらない変更 (文言の修正)
令和7年1月31日	Ⅲリスク対策 8. 監査 実施の有無	自己点検	自己点検、内部監査	事後	重要な変更当たらない変更 (実際の取扱いに沿ったの修正)
令和7年1月31日	Ⅲリスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	・後期高齢者医療事務関係職員(臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施する。 ・後期高齢者医療事務関係職員(臨時職員等を含む。)に対してe-ラーニングによるセキュリティ教育を毎年実施する。 ・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。	・後期高齢者医療事務関係職員(会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施する。 ・後期高齢者医療事務関係職員(会計年度任用職員等を含む。)に対してe-ラーニングによるセキュリティ教育を毎年実施する。 ・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。	事後	重要な変更当たらない変更 (文言の修正)